

福祉新聞 2009 年 1 月 19 日 (月)

< スプリンクラーの整備が交付金対象 >

厚労省 事務連絡

厚生労働省は 12 月 22 日、認知症高齢者グループホーム (GH) など小規模福祉施設における消火用のスプリンクラー整備費用について、先進的事業支援特例交付金の交付対象とすることを指定都市などに事務連絡した。

交付対象は GH のほか、地域密着型特養ホーム、定員 29 人以下の老人保健施設で、1 平方メートル当たり 9,000 円。厚労省は 1 月 30 日までに整備計画を提出するよう市町村に求めている。

スプリンクラーは 2006 年に起きた GH の火災を機に消防法施行令が改正され、小規模福祉施設で設置義務となったが、既存の小規模福祉施設には 12 年 3 月までの経過措置がある。